

令和7年3月24日

日向市議会議長 松葉 進一 様

提出者 議会運営委員会
委員長 近藤 勝久



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第1号 日向市議会委員会条例の一部を改正する条例

日向市議会委員会条例の一部を改正する条例

日向市議会委員会条例（昭和34年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条　[略] 2　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）・（2）　[略] （3）　産業建設水道常任委員会　6人 　　<u>商工観光部</u>、農林水産部、建設部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項並びに請願等	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条　[略] 2　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）・（2）　[略] （3）　産業建設水道常任委員会　6人 　　<u>経済戦略部</u>、農林水産部、建設部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項並びに請願等

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。